相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県古河市尾崎一一三九番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　二見　建一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十日

事務所茨城県水戸市南町一丁目三番二三号　カナザワビル五階武田隆志法律事務所

相続財産管理人　弁護士　武田　隆志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県香取市津宮二三一七番地、最後の住所千葉県香取市津宮二三一六番地三

被相続人　亡　宮久保美恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十日

事務所千葉市中央区中央三丁目一五番六号　やまちょうビル七階　レークス法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮下　進

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県神栖市神栖二丁目一八番、最後の住所茨城県神栖市奥野谷六〇九二番地一六

被相続人　亡　市川　隆男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十日

千葉市中央区栄町四二番一一号日本企業会館五階さきがけ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渡邉　寛之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県大網白里市上谷新田四〇四番地二八、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小林　高兒

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番六号　北野京葉ビル四階　せんのは法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清水　佐和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷一丁目二番地一、最後の住所千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷一丁目六番四六号　被相続人　亡　荒井　烈

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十日

事務所千葉県松戸市本町二五番地四第二石井ビル三〇二　みぎわ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鏑木　崇史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県足柄下郡箱根町強羅一三〇〇番地二六〇、最後の住所神奈川県小田原市浜町四丁目一番四―五〇三号

被相続人　亡　勝俣　潤子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十日

神奈川県小田原市栄町一―一四―四八　ジャンボーナックビル七〇一

相続財産管理人　弁護士　伊奈　誠司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市材木座一丁目一五番、最後の住所神奈川県鎌倉市関谷一七八一番地鎌倉プライエムきしろ

被相続人　亡　加藤　敦彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十日

神奈川県横浜市中区山下町七四―一大和地所ビル九階　向井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　向井　邦生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県燕市水道町三丁目四番、最後の住所新潟県長岡市寺泊上田町九七六九番地六一マンションピア七一九号室

被相続人　亡　本多　逸夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十日

新潟県長岡市下山六―一五四―一　平石優介法律事務所

相続財産管理人　弁護士　平石　優介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市芸濃町雲林院三五四番地、最後の住所三重県四日市市城西町三番三号メゾンファミール二〇一

被相続人　亡　松谷　輝夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十日

三重県津市羽所町七〇〇　アスト津八階　ふりはた綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　長尾　英介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市阿倍野区昭和町四丁目三番地、最後の住所大阪府大阪市西区新町一丁目一一番一一―四〇五号

被相続人　亡　石崎　裕一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十日

大阪市北区西天満四―八―一七宇治電ビルディング一一階

相続財産管理人　酒井　卓也

第43期決算公告

2018年1月10日　千葉県君津市怒田字花立643番地1

新井総合施設株式会社

代表取締役社長　新井　隆太

貸借対照表の要旨　（2017年9月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	963,045	流動負債	1,768,816
固定資産	6,255,506	固定負債	4,111,741
繰延資産	356,123	（うち退職給付引当金）	(8,923)
		（うち維持管理引当金）	(220,609)
		（うち維持管理準備金）	(699,523)
		株主資本	1,694,117
		資本金	66,600
		利益剰余金	1,627,517
		その他利益剰余金	1,627,517
		（うち当期純利益）	(350,619)
資産合計	7,574,675	負債・純資産合計	7,574,675

第14期決算公告

2018年1月10日　東京都渋谷区代々木二丁目1番1号

アラックス株式会社

代表取締役社長　新井　隆太

貸借対照表の要旨　（2017年9月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	128,912	流動負債	52,938
固定資産	1,962,545	固定負債	2,146,922
		（うち退職給付引当金）	(12,654)
		株主資本	△108,403
		資本金	112,750
		資本剰余金	102,750
		資本準備金	102,750
		利益剰余金	△323,903
		その他利益剰余金	△323,903
		（うち当期純利益）	(11,430)
資産合計	2,091,458	負債・純資産合計	2,091,458